

療養病床の再編計画に関する意見書

「医療制度改革関連法」が成立し、政府は平成24年度までに、介護療養病床（13万床）を全廃し、同時に医療療養病床（25万床）を約15万床に削減する方針を打ち出している。

本県には、平成19年12月現在5,252床の療養病床があるが、厚生労働省の算定式（数値目標の参酌標準）によって計算した場合には、大幅な削減・転換は避けられないと見込まれる。しかし、現在示されている補助内容では、施設転換が促進されるとは言い難く、このままではいわゆる医療難民、介護難民が大量に生じることが懸念される場所である。

また、本県が療養病床を持つすべての医療機関を対象に実施した「転換意向調査」では、厚生労働省の算定式と現場の意向との間には、大きな乖離が生じており、さらに、入院患者の病状や介護は重く、早々には対応が困難な状況にあることから、支援措置の充実・強化が喫緊の課題である。

加えて、療養病床から介護施設等への転換が進むと、国の財政負担が軽減される一方で、都道府県や市町村及び医療機関等の費用負担が増加することが明らかである。

よって、国におかれては、次の事項について万全の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 療養病床の再編にあたっては、各都道府県の実情と医療機関の意向を十分に考慮し、いわゆる医療難民、介護難民を出すことのないよう必要な支援措置を講じること。
- 2 療養病床の再編にあたっては、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- 3 病床数の数値目標の設定や実現に向けた諸施策に関しては、再度、目標値の参酌標準を見直す等、地域の実情を踏まえ、地方自治体の裁量が十分に発揮できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野	洋平	様
参議院議長	江田	五月	様
内閣総理大臣	福田	康夫	様
厚生労働大臣	舩添	要一	様